

松江 GENKI 夜市プラス 加盟店舗登録申請書 兼 誓約・承諾書

✓店舗ごとに申請が必要です ✓営業許可証の写しを添付してください

店 舗 情 報

記 入 日

年

月

日

店舗名 <small>※公式 HP・チラシ掲載</small>	ふりがな
ジャンル <small>※主たるもの1つ選択 ※該当する数字に○印 ※公式 HP・チラシ掲載</small>	①和食・日本料理 ②洋食 ③イタリアン・フレンチ ④中華・台湾料理 ⑤アジア・エスニック料理 ⑥韓国料理 ⑦各国料理・多国籍料理 ⑧定食・食堂 ⑨創作料理 ⑩寿司 ⑪海鮮 ⑫そば・うどん ⑬ラーメン ⑭カレー ⑮焼肉・ホルモン ⑯お好み焼き・たこ焼き ⑰居酒屋 ⑱ダイニングバー・バル ⑲カフェ ⑳パン・スイーツ ㉑軽食 ㉒スナック ㉓バー ㉔その他 ㉕タクシー・代行
営業形態 <small>※該当する数字に○印、複数可 ※公式 HP・チラシ掲載</small>	①昼(10:00～16:00 の時間帯を含む営業形態) ②夜(16:00 以降の営業形態) ③テイクアウト(持ち帰り) ④デリバリー(配達) ⑤タクシー・代行
チケット使用対象 <small>※いずれか1つに ○を付けてください</small>	① 共通チケットのみ ② 共通チケット・夜限定チケット
店舗住所 <small>※公式 HP 掲載、以下同じ</small>	〒
営業時間	
定休日	
TEL	
HP、SNS ※1つ	

事 業 所 情 報

事業所名 <small>※法人名または屋号</small>				
代表者氏名				
住所	〒			
TEL	()			
FAX	()			
メールアドレス	@			
振込先口座	金融機関名		支店名	
	口座種別	普通預金 ・ 当座預金		口座番号
	ふりがな			
	口座名義			
連絡担当者	所属役職・氏名		日中連絡先 ()	

私は、次項の記載事項について遵守することを誓約・承諾し、加盟店舗登録を申請します

営業許可証と同一の、法人は代表者、個人は事業主が自署してください

自署 (代筆不可、押印不要)

(加盟店舗の誓約・承諾事項)

1. 商品の販売、又はサービスの提供なくチケットの換金を行いません。
2. 食品衛生法第 55 条の許可を受けた事業者であり、主として飲食物を提供するものに限って使用します。
3. チケットの再販・再流通を致しません。
4. チケットの偽造・悪用・濫用を致しません。
5. チケットを紛失・毀損した場合、全て自己責任とします。
6. チケットの使用期間中は参加店舗として事業に参加し、真にやむを得ない場合に限り途中辞退は致しません。
7. チケットの取扱い、参加店舗の責務のほか実施要項に記載している内容に同意し、遵守します。
8. チケットの使用に際して、利用者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
9. チケットの取扱いに関して主催者からの改善要請等があった場合には、それに従います。
10. 店名等の公式 HP、チラシ掲載について同意します。
11. 登録する店舗は『風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第 2 条に規定する営業（同条第 1 項第 1 号から第 3 号を除く）を行う者』、『特定の宗教・政治団体と関わる店舗等』、『公序良俗に反する店舗』、『暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者』ではありません。
12. 3つの「密」を避け、新型コロナウイルス感染症の感染防止に努めます。
13. 『暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者』に該当するか否か関係機関に照会することに承諾します。
14. 新型コロナウイルス感染症に関する保健所からの調査、指導等があった場合は、全面的に協力します。従業員に感染者が出た場合や、利用者等に感染者が出たことを把握した場合には、保健所の指示のもと、その状況について、遅滞なく、利用者に連絡するとともに、保健所が行う積極的疫学調査に協力します。また、利用者が把握できない場合などは保健所と調整のうえ自主的に店舗名を公表します。

万が一、虚偽の申請等の悪質な事例が発生した場合には、法的処置を執らせていただくことがあります。

以上